

令和6年度スポーツビジネス相談対応等業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 目的

スポーツ産業はすそ野が広く、関係する業種も広い。国もスポーツを成長産業として位置づけ、市場規模を2012年の5.5兆円から2025年までに15兆円まで拡大することを目標に掲げている。

埼玉県（以下、「県」という。）は、上記のような国の方向性を踏まえ、令和4年度から県内のスポーツチームや中小企業等の交流の場やマッチングの機会を提供することで、県内企業等のスポーツ産業への参入や、スポーツを核とした継続的なビジネスマッチングの促進に取り組んでいる。

本業務は、県内のスポーツチームや中小企業等が効果的なマッチングができるよう、スポーツチームのニーズの明確化や県内企業等の持つ技術のアピール方法への助言、マッチング後の商品化に向けた相談等に応じていくことにより、県内スポーツ関連産業の活性化に寄与することを目的とする。

2 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとする。

3 委託業務の内容

県内のスポーツチームや中小企業等からのスポーツビジネスに係る相談対応等を行うことにより、効果的なマッチングの実現を図る。

(1) 県内中小企業のスポーツ関連産業への参入に係る支援

スポーツチームや企業等に対して、次のア～エの相談対応等を行う。

ア プロスポーツチーム及びスポーツ関連企業が抱える課題のヒアリング、洗い出し

県内のプロスポーツチーム及びスポーツ関連企業に対しヒアリング等を実施し、プロスポーツチーム等が抱える課題やニーズ、新規事業のアイデア等の洗い出しを行う。

イ プロスポーツチーム等の課題に対して県内中小企業が提案する解決策の磨き上げ

プロスポーツチーム等の課題に対し、県内中小企業が解決策を提案するマッチング企画において、応募企業への助言や相談対応を行う。また、県に対し、マッチング企画・テーマ設定に係る助言を行うとともに、イベント当日の運営補助等を行う。

ウ ビジネスアリーナ・スポーツ産業コーナーへの出展を予定している中小企業への支援

彩の国ビジネスアリーナ（令和5年度はさいたまスーパーアリーナとオンライン

のハイブリッド形式にて実施)内に設ける県のスポーツ産業コーナーに出展するスポーツチームや企業等(45者を上限とし、出展者の募集・選定は県が行う。)に対して、自社の強みのアピール方法や商談資料等の準備、効果的な展示方法等に係る支援を行う。また、県に対して、スポーツ産業コーナーの企画・テーマ設定に係る助言を行うとともに、イベント当日の運営補助等を行う。

なお、出展者の希望は県が開催日の3か月前をめどに取りまとめることとし、ブースの装飾等は県が彩の国ビジネスアリーナ主催者と調整することとする。

エ 県内中小企業からの個別相談対応

県内スポーツ関連産業に係る商談が活性化するよう、受託者が保有しているスポーツビジネスに関する知見やスポーツ産業の商習慣に係る知識等を活かし、スポーツビジネスネットワークに参加するスポーツチームや企業等からの商談に向けた個別相談支援を行う。併せて、ネットワーク会員の商談意欲を向上させ、相談支援件数を増やすための取組として、業種ごとに異なる課題やノウハウなどを考慮した支援を実施すること。

また、彩の国ビジネスアリーナでマッチングしたスポーツチームや企業等に対し、交流の進展状況に応じた助言や相談対応などのフォローアップを行う。相談時の聞き取りにあたっては、以前の相談で把握した状況に進展がなかったかなども積極的に聞き取りをすること。

なお、スポーツチームとの商談だけでなく、スポーツ関連産業における企業同士の商談に関しても支援対象に含むものとする。

(2) スポーツビジネスネットワーク埼玉が実施する交流の場づくりへの支援

スポーツビジネスネットワーク埼玉の周知及び交流活性化のため、セミナー・交流会やイベント等を県と連携しながら実施する。

ア セミナー・交流会等の企画

スポーツビジネスに係る講演や参入成功事業者の事例発表など、セミナー・交流会等のテーマを企画し、講師の手配等を行う。

イ 参加者の募集

セミナー・交流会やイベント等に係る参加者の募集・とりまとめを行う。また、受託者が保有している情報等を活用して、スポーツ関連産業事業者等に参加を広く呼びかける。

ウ セミナー・交流会等の実施

当日のセミナー等の運営を行う。また、県が行うセミナー等の実績報告の情報発信を補助する。

エ セミナー・交流会等の目標回数は5回以上とする。

(3) 定例報告

月に1回以上、事業の進捗(進捗状況、事業推進上の課題とそれへの対応方針)や支援の状況(日時・方法・支援の具体的な内容)について、県に報告を行うこと。

(4) 事業実施報告書の作成

効果検証を取りまとめた報告書を、下記のとおり作成し提出すること。
なお、報告書の提出にあたっては提出期限前に仮納品を行い県の確認を受けること。

ア 提出物

- ・事業実施報告書 部数 1部
- ・上記の電子データ（報告書を記録した電子媒体）
※報告書等の内容について、下記イの事項は漏れなく記載するとともに、事前に県の承認を受けること。

イ 記載事項

- ・事業全体のスケジュール
- ・県内のプロスポーツチーム及びスポーツ関連企業が抱える課題のヒアリング、洗い出し（日時、対応者、方法、内容、進捗状況及び結果）
- ・企業などの発掘記録（日時、対応者、方法、内容、進捗状況及び結果）
- ・スポーツチームや企業等に対する相談支援等記録（日時、対応者、方法、内容、進捗状況及び結果）
- ・県に対する支援記録（日時、対応者、方法、内容、進捗状況及び結果）
- ・事業収支（経費明細含む）

ウ 提出期限

令和7年3月31日（月）

※上記電子データも含む

エ 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 総務・サービス産業担当

4 その他

- (1) 証拠書類及び会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。
- (2) 県と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備するものとする。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (7) 本事業終了後は、本事業を通じて取得した情報（個人・法人情報、支援対象者間の

潜在的連携など)のほか、本事業実施に伴い作成した資料(支援記録、Webページ掲載用資料など)を県に提出すること。

- (8) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。